

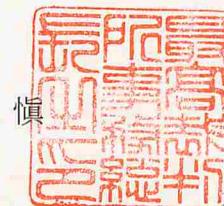
最高裁秘書第423号

令和3年3月8日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る諮問について（通知）

1月27日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

「司法修習生の修習を終えた者」に関する官報公告（73期司法修習に関する分）を掲載するために、最高裁が国立印刷局に送付した、「官報原稿の送付」と題する文書

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）5652

最高裁秘書第690号

令和3年3月12日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、  
通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

「司法修習生の修習を終えた者」に関する官報公告（73期司法修習に関する  
分）を掲載するために、最高裁が国立印刷局に送付した、「官報原稿の送付」と  
題する文書

2 苦情の申出がされた日

令和3年2月5日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和2年度（最情）謝問第38号

(2) 謝問日

令和3年3月8日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第691号

令和3年3月12日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを  
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 令和2年度（最情） 諒問第38号

(担当) 秘書課文書開示第一係 電話03(3264)8330(直通)

令和3年3月8日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



### 理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、令和3年1月13日付けの官報号外第7号からすれば、本件対象文書は存在するといえる旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

#### 記

##### 1 開示申出の内容

「司法修習生の修習を終えた者」に関する官報公告（73期司法修習に関する分）を掲載するために、最高裁が国立印刷局に送付した、「官報原稿の送付」と題する文書

##### 2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、令和3年1月27日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### 3 最高裁判所の考え方及びその理由

最高裁判所においては、令和2年4月から、国立印刷局へ官報原稿を送付する際、省庁用官報原稿オンライン受付システム（G-MAS）を利用して入稿しており、その際には、「公文管理項目情報」と題するフォーマットにより入稿している。そのため、「官報原稿の送付」と題する文書を国立印刷局に送付しておらず、本件開示申出に係る文書は作成又は取得していない。

よって、原判断は相当である。